

議題 3

市長が作成する議会の議案に対する意見の申出について

- 1 令和8年度6月補正予算議案に対する意見の申出について
(代決報告第4号) 6
- 2 契約の締結議案に対する意見の申出について
(代決報告第5号) 8
- 3 変更契約の締結議案に対する意見の申出について
(代決報告第6号) 10

令和8年度6月補正予算議案に対する意見の申出について

別紙の内容による令和8年度6月補正予算議案について、令和8年5月27日、教育長代決により異議ないものと認め、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、その旨市長に申し出たので報告する。

令和8年度6月補正予算

こども文教関係

事業名	事業費	説明
学校給食における地場産物の活用 (教育委員会)	1億5,784万4千円 財源内訳 〔負担金 146万7千円〕 県補助金 1億5,637万7千円〕	小・中学校等の給食において、地場産物を取り入れた食育の推進を図るため、広島県による「おいしい!広島」農林水産物給食等提供事業費補助金を活用し、市内産の農林水産物を中心とした食材の購入に要する経費を措置する。 措置単価 1,670円/人

(参考) 令和8年度一般会計予算【教育費、災害復旧費(教育施設災害復旧費)】

区分	当初予算現額	6月補正予算額	補正後予算額
教育費	1,045億5,783万4千円	1億5,784万4千円	1,047億1,567万8千円
災害復旧費 (教育施設災害復旧費)	1億3,119万3千円	—	1億3,119万3千円

代決報告第5号

令和8年6月26日提出

契約の締結議案に対する意見の申出について

区民文化センター・図書館等照明LED化ESCO事業に係る契約の締結議案（別紙）について、教育長代決により異議ないものと認め、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、その旨市長に申し出たので報告する。

第76号議案

令和8年6月16日提出

契約の締結について

区民文化センター及び図書館等の照明のLED化に係る事業の事業契約を次のとおり締結するものとする。

広島市長 松 井 一 實

- 1 事業名 区民文化センター及び図書館等照明LED化E S C O事業
- 2 事業場所 中区、東区、南区、西区、安佐南区、安佐北区及び佐伯区
- 3 事業概要 鉄骨鉄筋コンクリート造りの一部鉄筋コンクリート造り及び一部鉄骨造り地下1階地上10階建ての中区民文化センター、文化創造センター、中区図書館及び国際青年会館に係る施設ほか8施設の照明のLED化に係る設計及び施工
- 4 事業金額 9億3,500万円
- 5 事業者 栗原工業株式会社
- 6 事業期間 契約成立の日から令和10年3月31日まで

変更契約の締結議案に対する意見の申出について

祇園小学校校舎増築その他工事（第1期）に係る変更契約の締結議案（別紙）について、令和8年5月27日に、教育長代決により異議ないものと認め、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、その旨市長に申し出たので報告する。

第78号議案

令和8年6月16日提出

変更契約の締結について

令和7年3月4日付けで広成・砂原・増岡建設工事共同企業体と締結した祇園小学校校舎増築その他工事（第1期）の請負契約の一部を次のとおり変更するものとする。

広島市長 松 井 一 實

請負金額31億6,800万円を36億5,665万7,400円に変更する。

(第78号議案)

変更契約の締結について

1 提案の要旨

祇園小学校校舎増築その他工事（第1期）について、電気設備工事の追加に伴い、請負金額を増額するよう変更契約を締結しようとするものである。

2 変更請負契約の内容

- (1) 工事名 祇園小学校校舎増築その他工事（第1期）
- (2) 工事場所 安佐南区祇園三丁目
- (3) 工事概要 鉄筋コンクリート造り5階建ての校舎延べ7, 215.16平方メートルの増築その他工事
- (4) 請負金額 変更前 31億6, 800万円
変更後 36億5, 665万7, 400円
- (5) 請負人 広島市東区上大須賀町1番1号
広成・砂原・増岡建設工事共同企業体
構成員
広島市東区上大須賀町1番1号
広成建設株式会社
広島市中区平野町1番16号
株式会社砂原組
広島市中区鶴見町4番25号
株式会社増岡組
- (6) 工期 令和7年3月4日から令和10年3月15日まで

《根拠法令》

(1) 地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

5 その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。

(2) 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格5億円以上の工事又は製造の請負とする。